

仕 様 書

1 事業名

広島市立リハビリテーション病院等における出張理容又は出張美容事業

2 事業内容

地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院及び広島市立自立訓練施設（以下「広島市立リハビリテーション病院等」という。）において、理容所又は美容所に出向くことが困難である広島市立リハビリテーションの入院患者及び広島市立自立訓練施設の入所者（以下「入院患者等」という。）に対し、出張理容又は出張美容事業者（以下「事業者」という。）による理容又は美容サービスを提供する。

3 実施場所

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

広島市立リハビリテーション病院 病院棟1階 理容室（以下「病院内理容室」という。別図参照。）

※ 「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日 健発第1004002号）（各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚生労働省健康局長通知）において、「不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。」とされていることから、本事業は原則として病院内理容室で実施する。

4 協定期間

事業者と地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）は、広島市立リハビリテーション病院等における出張理容又は出張美容の実施条件等を定めた協定を締結する。

協定期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとし、協定期間満了日の6か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、当該協定は自動的に1年間延長されるものとする。ただし、令和6年3月31日後、協定は延長しない。

5 実施日

(1) 事業開始日は、令和2年4月8日（水）までの日とする。

ただし、病院内理容室の現行の運営事業者の撤収作業が終了しないなど、上記4による協定を締結した事業者の責に帰さない事由により、令和2年4月8日（水）までに事業開始が困難であると病院機構が認めた場合は、病院機構が別に定めた日とする。

(2) 具体的な実施日は、提案による。

なお、提案する実施日は、出張理容又は出張美容の実施日と入院患者等のリハビリテーションや訓練日程等との調整が行いやすいよう、曜日等を定めること。（毎週○曜日及び○曜日、毎月第○週○曜日と第○週○曜日など）

6 実施する理容又は美容メニュー及び利用料金

(1) 入院患者等に提供するカット、シャンプー等の理容又は美容メニュー及び各メニューの利用料金については、提案による。

(2) 提案する理容又は美容メニューについては、理容師法及び美容師法の規定を遵守したものとし、同法の規定に基づく資格を有した理容師又は美容師により適正に実施すること。（対

象者が入院患者等であることを踏まえ、マッサージやアロマサービスなど直接理容又は美容に関係ないものや入院患者の体調に影響を及ぼすメニューは実施しないこと。)

また、利用料金については、対象者が入院患者等であることを踏まえ、通常の料金よりもできるだけ廉価なものとする。

- (3) 社会情勢の変化等により、利用料金を変更する必要があるときは、病院機構と事業者が協議の上、定めるものとする。

7 実施方法

- (1) 出張理容又は出張美容の利用を希望する入院患者等は、電話等の方法により、事業者に対し、事業者が定めた実施日時の中で希望する実施日と時間を予約する。
- (2) 入院患者等からの予約受付、実施日時の調整は事業者が行う。
- (3) 入院患者等からの利用料金の収受は、理容又は美容サービスの実施のつど直接事業者が行う。
- (4) 入院患者等のうち広島市立リハビリテーション病院の入院患者については、必要に応じて病棟スタッフステーションと病院内理容室の間の送迎を行う。
送迎に当たっては、病棟スタッフステーションの看護師等に入院患者の状態等を確認した上で行う。
- (5) 入院患者等のうち広島市立リハビリテーション病院の入院患者については、やむを得ない場合に限り病室での理容又は美容サービスの実施を認める。
入院患者から病室での理容又は美容サービスの希望があった場合は、必ず病棟スタッフステーションの看護師等にその可否を確認した上で行う。
なお、病室での理容又は美容サービスを行う場合は、カット、シャンプー、顔剃りのみとし、毛染め、パーマ等は臭気や病室の汚れ等の問題があるため行わないこと。

8 実施環境

病院内理容室の設備、備品、什器類は別紙のとおり。

9 経費の負担区分

- (1) 次に掲げる費用等については、事業者の負担とする。
 - ア 管理手数料
上記3により病院内理容室を使用するに当たり、地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産管理要綱及び地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領の規定に基づき固定資産貸付許可を受けるとともに、毎月の売上から管理手数料として、固定資産貸付料並びに光熱水費及び建物設備維持管理費等相当額を支払うこととする。
管理手数料の額は、病院内理容室における毎月の売上に提案による料率を乗じた額とする。
 - イ 上記8の備品、什器類以外の理容又は美容機材、シャンプー等の理容又は美容用品一式に係る費用。
 - ウ 理容又は美容サービスの実施日に生じた毛髪をはじめとする廃棄物の処理等に係る費用。
- (2) 次に掲げる費用については、病院機構の負担とする。
 - ア 施設設備の維持管理、修繕、交換（蛍光灯の交換等）など
 - イ 病院内理容室の清掃（空調機エアフィルターの清掃を含む。）及び害虫駆除等
 - ウ 内線電話（施設内）の回線使用料
 - エ 光熱水費

10 留意事項

- (1) 事業者は、出張理容又は出張美容を行う理容師又は美容師は、広島市理容師法施行条例及び広島市美容師法施行条例の規定に基づき、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 理容又は美容を行う際は、洗浄済みの作業衣を着用すること。
 - イ 常に手指の爪を短く切った状態にし、客1人ごとに手指を消毒すること。
 - ウ 理容にあつては顔そり（美容にあつては毛そり）に用いる石けん液は、客1人ごとに新しいものを使用すること
 - エ 医薬品、化粧品その他これらに類するものは、衛生上有害となるおそれのないものを使用すること。
 - オ 消毒器具及び消毒薬を携帯すること。
 - カ 未消毒の器具と消毒済みの器具とを区別して収めることができる適当な容器を携帯すること。
 - キ 理容又は美容に必要な数の器具及び布片を携帯すること。
- (2) 事業者は、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」に定められた作業環境、携行品の衛生管理及び消毒並びに従業員の健康管理の措置を遵守し、入院患者等に対する衛生を確保すること。
- (3) 事業者が理容又は美容機材等を搬入する場合には、広島市立リハビリテーション病院等の職員の指示に従うこと。
- (4) 事業者が搬入する備品、什器類以外の理容・美容機材、シャンプー等の理容・美容用品一式については、管理上、理容又は美容サービス実施日以外は病院内理容室内に置かないこと。
- (5) 事業者が広島市立リハビリテーション病院等の駐車場を利用する場合には、職員の指示に従うこと。
- (6) 上記5の出張理容又は出張美容の実施日、上記6の理容又は美容メニュー及び利用料金並びに上記7の予約受付の連絡先等についての案内を広島市立リハビリテーション病院等に掲示又は配付する場合には、事前に病院機構の承認を得なければならない。変更する場合も同様とする。
- (7) 事業者は、理容又は美容サービスに関する入院患者等からの問い合わせや苦情等について真摯に対応すること。
- (8) 事業者は、理容又は美容サービス提供時のみならず、広島市立リハビリテーション病院等内で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。協定期間の終了後及び解除後も同様とする。

11 その他

本仕様書に疑義のあるとき又は定めのない事項については、病院機構と事業者が協議の上定める。